

第4回市民自治検討部会次第

○平成22年9月9日(木) 午後7時00分から

○西脇市生涯学習まちづくりセンター

1階 女性コーナー

1 開 会

2 前回のおさらい

- ・ 市政への関心を高めるために必要な情報についてワークショップを実施し、市政、イベント、安全安心、まちの姿などにまとめられる意見があった。
- ・ 続いて、市民の役割・権利・責務に関する他市の規定項目を書き出した資料に基づき、意見交換を実施し、まとめとして、パブリックコメントの有効利用、まちづくりに関わって成長する権利、自然・景観・文化・住環境などの環境を保全・創造し次世代へ引き継ぐということや、事業者の役割について、ワーク・ライフ・バランスに配慮するという役割や協力があるのではないかなどの意見があった。

3 ワークショップ

(1) 検討項目とこれまでの意見の整理

別紙「市民自治検討部会での検討項目とこれまでの意見」参照

(2) 条文原案について（情報共有、市民の役割・権利・責務、事業者の役割、パブリックコメント）

別紙「第4回市民自治検討部会資料（参考条文）」参照

(3) パブリック・インボルブメントについて

別紙「パブリック・インボルブメントについて」参照

(4) 住民投票について

別紙「第4回市民自治検討部会資料（住民投票関係）」参照

5 その他

今後の予定

第5回市民自治検討部会 平成22年 月 日（ ） 午後 時から

5 閉 会

市民自治検討部会での検討項目とこれまでの意見

| 大項目 | 小項目 | 出てきた意見 |
|-------|------------|---|
| 基本原則 | 基本原則※1 | <ul style="list-style-type: none"> ・男女のバランス（人権・多様性） ・参画と協働の原則 |
| 市民 | 市民の権利 | <ul style="list-style-type: none"> ・自ら学ぶために行動する権利（情報、つなぐ場、つなぐ人） ・生涯学習など色んな場への参加し活動する。 ・まちづくりに参画して成長する権利 ・参加しないことでその人が不利益を被らないという権利（保障） ・安心して暮らせる権利 |
| 市民 | 市民の役割 | <ul style="list-style-type: none"> ・区長への一点集中でいいのか？役割分担 ・「役割」と書かれていると自主的にできるので楽しい ・技術や能力をまちづくりに還元する（自主的に） ・事業者の役割として、ワークライフバランス等への配慮（協力） |
| 市民 | 市民の責務 | <ul style="list-style-type: none"> ・「責務」と書くと負担を感じる。 ・良好な環境を次世代に引き継ぐ。 ・環境を保全して次世代へつなぐ。 ・人に迷惑をかけない（ゴミ屋敷、野焼き、ポイ捨てなど） |
| 住民自治 | コミュニティのあり方 | <ul style="list-style-type: none"> ・風通しをよくする ・担い手の枯渇に備えた組織のあり方（人材育成） ・地区のバラつきをどこまで容認するのか ⇒地域の自主性（独自性）の尊重 |
| 住民自治 | 住民自治の制度 | |
| 参画・協働 | 参画の権利等 | <ul style="list-style-type: none"> ・隠れている人材の発掘（若い人、新住民、単身者） |
| 参画・協働 | 住民投票 | |
| 参画・協働 | 計画策定への参画 | <ul style="list-style-type: none"> ・パブリックコメントの有効活用 |
| 参画・協働 | 審議会等への参画 | |
| 参画・協働 | 条例制定への参画 | <ul style="list-style-type: none"> ・パブリックコメントの有効活用 |
| 情報 | 情報共有 | <ul style="list-style-type: none"> ・市民がどんな情報を必要としているか行政がシミュレーションできていない。 ・自ら行動するために学ぶ情報の提供を受ける、共有する、説明を求める。 ・情報がなければ、活動することもできない。 |
| | その他 | |

第4回市民自治検討部会資料（参考条文）

1 情報共有関係

【他市町事例】

○北海道ニセコ町まちづくり基本条例

第2章 まちづくりの基本原則

（情報共有の原則）

第2条 まちづくりは、自らが考え行動するという自治の理念を実現するため、わたしたち町民がまちづくりに関する情報を共有することを基本に進めなければならない。

（情報への権利）

第3条 わたしたち町民は、町の仕事について必要な情報の提供を受け、自ら取得する権利を有する。

第3章 情報共有の推進

（意思決定の明確化）

第6条 町は、町政に関する意思決定の過程を明らかにすることにより、町の仕事の内容が町民に理解されるよう努めなければならない。

（情報共有のための制度）

第7条 町は、情報共有を進めるため、次に掲げる制度を基幹に、これらの制度が総合的な体系をなすように努めるものとする。

- (1) 町の仕事に関する町の情報を分かりやすく提供する制度
- (2) 町の仕事に関する町の会議を公開する制度
- (3) 町が保有する文書その他の記録を請求に基づき公開する制度
- (4) 町民の意見、提言等がまちづくりに反映される制度

（情報の収集及び管理）

第8条 町は、まちづくりに関する情報を正確かつ適正に収集し、速やかにこれを提供できるよう統一された基準により整理し、保存しなければならない。

（個人情報保護の保護）

第10条 町は、個人の権利及び利益が侵害されることのないよう個人情報の収集、利用、提供、管理等について必要な措置を講じなければならない。

○三重県伊賀市自治基本条例

第1章 総則

（自治の基本原則）

第4条 市民及び市は、次に掲げる基本原則により自治を行うものとする。

- (1) 市民は、まちづくりに関する情報を共有する権利を有する。

- (2) 市民は、まちづくりに参加する権利を有する。
- (3) まちづくりは、情報公開と市民参加により策定された計画に基づくものとする。
- (4) まちづくりは、まず市民自らが行き、さらに地域や市が補完して行う。
- (5) まちづくりは、市民や市など各主体が協働して行うよう努める。
- (6) まちづくりの実施後は、その結果について評価を行う。

第2章 情報の共有

(情報共有の原則)

第6条 市は、市民自らが考え行動するという自治の理念を実現するため、市政全般に関わる情報を速やかに市民と共有することに努めなければならない。

(情報への権利)

第7条 市民は、法令により制限される場合を除いて、市に対しその有している情報の提供を要求し、取得する権利を有する。

(意志決定過程の情報共有)

第8条 市は、市民に対し、市政に関する意思決定過程の情報を明らかにするよう努めなければならない。

2 市は、審議会その他の附属機関の会議を、原則として公開しなければならない。

(情報共有のための制度)

第9条 市は、その有する情報を原則として公開しなければならない。

2 市は、市が出資若しくは補助、事務の委託又は職員を派遣している団体のうち、一定の基準を満たすものに関し、その情報公開を推進するため、必要な措置を講ずるよう指導に努めなければならない。

3 前2項に関することは、別に定める。

(情報の収集及び管理)

第10条 市は、市政運営に必要な情報の収集に努めなければならない。

2 市は、その有する情報を適正に管理しなければならない。

(個人情報の保護)

第11条 市は、個人の権利及び利益が侵害されることのないよう個人情報の収集、利用、提供及び管理等について、必要な措置を講じなければならない。

2 前項に関することは、別に定める。

2 市民の権利・責務・役割

【他市町事例】

○富士見市自治基本条例

第3章 市民の権利及び責務

(市民の権利)

第6条 市民は、まちづくりの主体であり、市政に参加する権利及び市政に関する情報を知る権利を有する。

2 市民は、自ら考え行動するために学ぶ権利を有する。

(市民の責務)

第7条 市民は、前条に定める権利を行使して主体的にまちづくりに参加するよう努めるものとする。

2 市民は、自らの有する技術、能力等をまちづくりに還元するよう努めるものとする。

○多摩市自治基本条例

第2章 基本原則

第2節 市民の役割

(市民の権利)

第5条 市民は、まちづくりに参画する権利を有します。

2 市民は、まちづくりに関し、自らの意見を表明し、又は提案することができます。

3 市民は、まちづくりに関し、市議会及び市の執行機関の保有する情報を知ることができます。

(市民の義務)

第6条 市民は、まちづくりに参画するにあたり自らの発言及び行動に責任を持つものとしします。

2 市民は、前条で定める権利の行使にあたり、公共の福祉、次世代及び市の将来に配慮するものとしします。

○川崎市自治基本条例

第2章 自治運営を担う主体の役割、責務等

第1節 市民

(市民の権利)

第6条 市民は、すべて人として尊重され、平和で良好な環境の下で、自らの生命、自由及び幸福追求に対する権利が保障され、自己実現を図ることができるほか、自治運営のために、次に掲げることができます。

(1) 市政に関する情報を知ること。

(2) 政策の形成、執行及び評価の過程に参加すること。

- (3) 市政に対する意見を表明し、提案をすること。
- (4) 行政サービスを受けること。

(市民の責務)

第7条 市民は、自治運営において、次に掲げることを行うものとします。

- (1) 互いの自由と人格を尊重し合うこと。
- (2) 参加及び協働に当たり、自らの発言と行動に責任を持つこと。
- (3) 次の世代に配慮し、持続可能な地域社会を築くよう努めること。
- (4) 市政運営に伴う負担を分担すること。

○日進市自治基本条例

第4章 市民、市議会及び市長等の役割と責務

(市民の役割と責務)

第11条 市民は、良好な環境を次の世代に引き継ぐ責任を持ちます。

- 2 市民は、市政の運営に関し、市議会及び市の執行機関を注視し、市民の信託に的確に答えているかどうかを見守るよう努めます。
- 3 市民は、行政サービスその他市政の執行に要する費用について、応分の負担をします。

○上越市自治基本条例

第2章 市民の権利及び責務

(市民の権利)

第5条 市民は、自治の主体として、地方自治法（昭和22年法律第67号）に定めるところにより、市民の代表を選ぶ権利、条例の制定、改正又は廃止等の直接請求を行う権利その他の権利を有し、これを行行使することができる。

- 2 市民は、前項に規定するもののほか、自治の主体として、次に掲げる権利を有し、これを行行使することができる。
 - (1) 市政運営に関する情報を知る権利
 - (2) 市民参画をする権利
 - (3) 協働をする権利

3 市民は、市が提供するサービスを享受することができる。

(市民の責務)

第6条 市民は、自治の主体として、市政運営に関心を持ち、市政運営に対する意識を高めるように努めなければならない。

- 2 市民は、市民参画、協働その他の権利の行使に当たっては、自らの発言、決定及び行動に責任を持たなければならない。
- 3 市民は、市が提供するサービスの享受に当たっては、応分の負担を負わなければならない。

○近江八幡市協働のまちづくり基本条例

第2章 基本原則

第2節 市民の権利と責務

(地域における市民の権利及び責務)

第5条 市民は、地域におけるまちづくり活動、コミュニティ活動、その他の公益的活動を推進するために、主体的に組織等を作り、自立した活動を営むことができます。

2 市民は、前項の活動を行うに当たっては、多様な価値観を認め合い、自らの発言及び行動に責任を持つとともに、互いの意見及び行動を尊重しなければなりません。

(市政における市民の権利及び責務)

第6条 市民は、市政の主権者として、市政に関する情報を知る権利及び市政に参画する権利を有します。

2 前項に規定する市民の権利は、公共の福祉に反しない限り最大限に尊重されるものとします。

3 市民は、法令等の定めるところにより納税等の義務を負うとともに、適正な行政サービスを受ける権利を有します。

4 市民は、自らが地方公共団体を構成する一員であることを自覚し、常に市政の運営に関心を払うことによって、公正かつ適正な手続による行政運営の確保に積極的な役割を果たすよう努めるものとします。

3 事業者の役割・協力

【他市町事例】

○朝来市自治基本条例

第2章 まちづくりの主体

第1節 市民

(事業者の社会的責任)

第5条 市内において事業活動その他の活動を行う者若しくは団体は、事業活動を行うに当たり、地域社会を構成する一員としての社会的な役割を自覚し、地域社会との調和を図るよう努めるものとする。

○川崎市自治基本条例

第2章 自治運営を担う主体の役割、責務等

第1節 市民

(事業者の社会的責任)

第8条 事業者は、地域社会を構成する一員として社会的責任を自覚し、地域社会との調和を図り、暮らしやすい地域社会の実現に寄与するよう努めるものとします。

○三鷹市自治基本条例

第2章 市民及び市民自治

(事業者等の権利、責務等)

第6条 事業者等は、自由に自立した活動を営むとともに、市民及び市と相互に連携及び協力を図り、協働の担い手としてまちづくりに参加する権利を有する。

2 事業者等は、法令又は条例に定める責務を遵守するとともに、市民とともに地域社会を構成するものとしての社会的責任を自覚し、地域社会との調和を図り、安全でうるおいのある快適な環境の実現及びまちづくりの推進に寄与するよう努めなければならない。

○八戸市協働のまちづくり基本条例

第3章 権利及び責務

(事業者の責務)

第6条 事業者は、地域社会を構成する一員として、その役割を認識し、協働のまちづくりの推進に対する理解と協力を努めるものとする。

4 パブリックコメント制度

【他市町事例】

○名張市自治基本条例

第7章 参画及び協働

第1節 市政への市民参画

(政策形成及び実施過程への参画)

第28条 市は、市民の政策形成及び実施過程への参画を保障するため、市民生活に大きな影響を及ぼす計画の策定、条例の制定改廃又は施策を実施しようとするときは、市民に情報を提供し、意見を求めなければならない。ただし、緊急を要する場合はこの限りでない。

2 市民に意見を求めるときは、パブリックコメントやアンケート調査の実施、公聴会の開催などの適切な方法を選択するとともに、原則として提示された意見に回答し、公表しなければならない。

○上越市自治基本条例

第5章 市政運営

(パブリックコメント)

第22条 市長等は、市の基本的な計画、重要な条例等を市議会に提案し、又は決定しようとするときは、当該計画、条例等の案を公表し、広く市民の意見を聴く手続をとらなければならない。

2 市長等は、前項の手続により提出された市民の意見を尊重し、意思決定を行うとともに、提出された意見に対する市長等の考え方を公表しなければならない。

3 第1項の手続及び前項の規定による公表については、別に条例で定める。

○杉並区自治基本条例

第9章 参画及び協働

(政策に係る区民等の意見提出手続)

第28条 区は、重要な政策及び計画の策定に当たり、事前に案を公表し、区民等の意見を聴くとともに、提出された区民等の意見に対する区の考え方を公表しなければならない。ただし、緊急性を要するものは、この限りでない。

○太田市まちづくり基本条例

第4章 参画と協働の市政運営

(意見公募)

第12条 市は、重要な条例、計画等の策定にあたり、事前に案を公表し、広く市民の意見及び提案を求めるとともに、提出された市民の

意見に対する市長等の考え方を公表しなければなりません。

- 2 市は、前項のほか、特定の地域を対象とするもの、生活に密着した施策の策定についても意見公募を行うよう努めます。
- 3 市の執行機関は、市民から提示された意見及び提案等を適切に施策に反映させ、結果を定期的に公表します。

○国分寺市自治基本条例

第3章 参加と協働

(参加と協働の推進)

第6条 市は、次に掲げる政策の立案、実施及び評価のそれぞれの過程において参加の権利を保障し、協働を推進します。

- (1) 基本構想及び基本計画その他の基本的政策を定める計画並びにこれらに基づく実施計画（以下「基本構想及び基本計画等」といいます。）の策定
- (2) 市政の基本的な政策に関する条例及び市民等に義務を課し、又は権利を制限する条例の制定改廃（地方税の賦課徴収金に関するものを除きます。）
- (3) 市民生活又は地域に影響を及ぼす重要な施策及び制度の導入
- (4) 重要な市の施設の設置又は運営に関する方針及び計画の策定
(参加と協働の方法)

第7条 市は、前条に定める参加の権利を保障するため、事案に応じ次の各号のいずれかの方法を用います。

- (1) 市の附属機関への委員としての参加
- (2) 公聴会、説明会、懇談会等への参加
- (3) 個別の施策又は課題について検討を行うことへの参加
- (4) パブリック・コメントへの参加
- (5) アンケート調査その他必要と認める方法への参加

- 2 市は、前条に定める協働の推進に当たり、市民活動団体、地域コミュニティ等との連携を図ります。

パブリック・インボルブメントについて

1 パブリック・インボルブメント（P I）とは…

パブリック・インボルブメント（Public Involvement, 以下「P I」）を直訳すると、「地域住民、事業者、関係団体、利害関係者、等」（＝パブリック）を「関与、巻き込む、積極的な参加」（＝インボルブメント）ということです。

すなわち、P Iとは、施策の立案や事業の計画を立てる際に、市民の皆さんに情報を提供した上で、価値観を見極め、調整しながら、柔軟に政策立案を進める、市民参画の理念であり、プロセスのことです。

市民の皆さんと行政とのコミュニケーションによって広く意見を聴き、施策や計画に市民の皆さんの意見（ニーズ）を反映させていきます。

P Iは、施策や事業の立案・実施にあたり、「構想や計画を策定するかどうか決定する段階」「事業の構想段階」「事業の計画段階」「事業の実施・運用段階」といったあらゆる過程において行われるものであり、「従来の市民参加」より幅広いニーズの把握が見込めるものです。

代表例として、ワークショップ、オープンハウス、パブリックミーティング等があります。

2 従来の市民参加とP Iの違いは？

P Iは、「従来の市民参加」と似た概念だと受け取られることが多いようですが、表1に示すとおり、対象となる事業段階、対象者（パブリック）が違います。

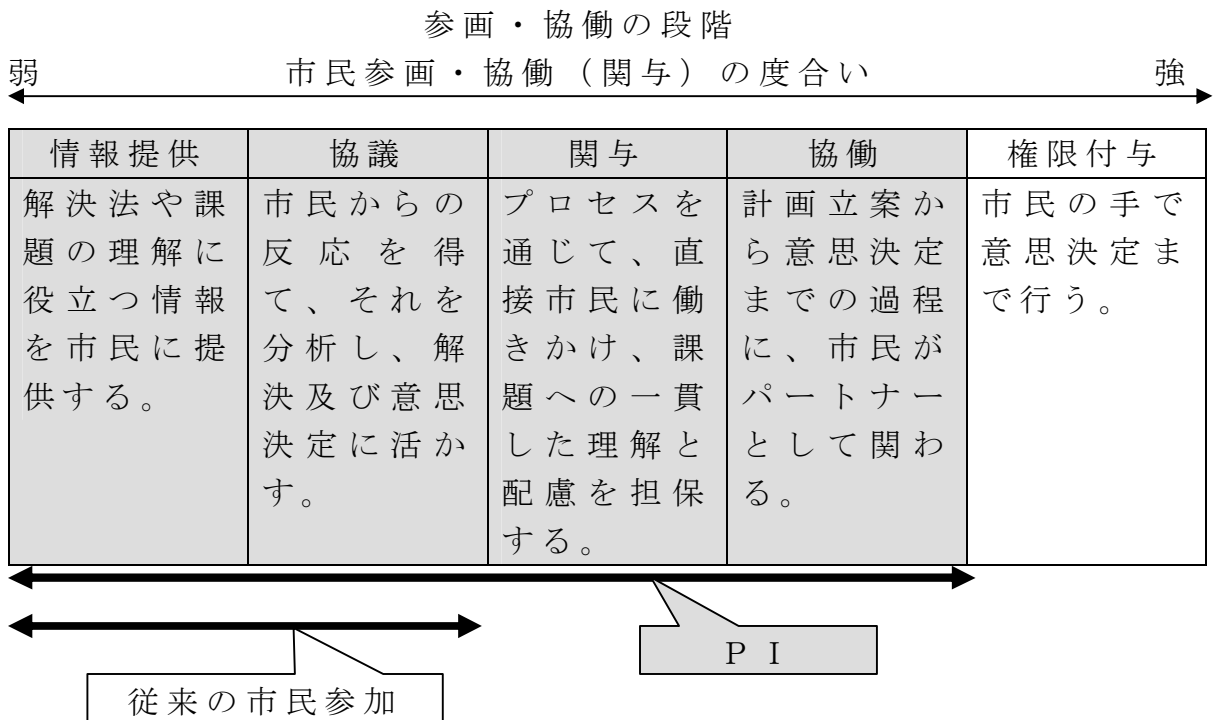
表1

「従来の市民参加」と「P I」の違い

| | 対象となる事業段階 | 対象者 |
|---------|--|---|
| 従来の市民参加 | 事業の実施・運用段階 | 地域住民、利害関係者等 |
| P I | ① 構想や計画を策定するかどうか決定する段階 ② 事業の構想段階 ③ 事業の計画段階 ④ 事業の実施・運用段階 それぞれの段階に応じて様々な手法を展開する。 | 地域住民、事業者、関係団体、利害関係者、等案件や段階に応じて参加対象が幅広い。 |

また、表 2 に示すとおり、「従来の市民参加」は「情報提供」、「協議」の段階にとどまっていますが、P I では、「関与」、更には「協働」の段階まで広がります。

表 2



3 P I の目的とは？

P I は、実施することが目的ではなく、市民の皆さんと行政のよりよい信頼関係のもと、市民参画・協働の取組を通じて、市民の皆さんの満足度の高いまちづくりを進めていくことが目的です。

また、P I には次のような効果があります。

(1) P I の効果

- ① 市民の皆さんのニーズを反映した計画を策定することができる。
- ② 市民の皆さんのニーズを反映し、事業の質を高めることができる。
- ③ 事業のプロセスと実施内容について、市民の皆さんと合意形成を図ることができる。
- ④ 事業の運用等に対する市民の皆さんと行政との協働の仕組みをつくることことができる。

これらの目的を達成するために、次のような【P I】の原則が考えられます。

4 P I の原則

(1) プロセスを共有すること

P I の初期段階では、「事業の構想さえ知らなかった」、「勝手に進めている」といった批判が起こりがちです。

このため、どのような経緯で計画の検討がなされ、どの段階でどのような手法で情報提供がなされるのか、最終的には誰が決定するのか、事業にかかる費用や時間的コストはどうかなど、今後の進め方について、最初の段階で市民の皆さんと行政双方の関係者がプロセスについて認識を共有しておくことが重要です。

(2) P I と意思決定の違いを明確にすること

P I は、市民の皆さんから幅広くアイデアや意見を収集し、市民の皆さんの意見を反映させて事業等の高質化や合意形成の円滑化を図るためのものであり、P I の結果だけで計画の可否を決定するものではありません。「市民意思の反映」とは、市民の皆さんの関心や利害を把握し、多様な意見を調整し、まとめて行くということです。

計画案は、政策の優先順位、技術的な視点、市民の皆さんの意見等の要素を事業の実施主体（担当部署、案件によっては、議会や首長）が総合的に判断し、責任をもって決定するもの（場合によっては、事業を実施しないことも含めて）であることをあらかじめ表明しておく必要があります。

(3) P I は段階的に実施すること

事業の段階でP I を実施しようとする際には、その事業の基となっている計画等がP I 等の市民参画のプロセスを経ていなければ、事業自体の可否が議論されることにもなりかねません。

P I における議論を後戻りさせることなく、効率的に進めていくためには、構想・計画を策定するかどうか決定する段階から、それぞれの段階に応じて適切なP I 手法を選択して行うこととなります。

また、事業目的を明確にし、市民の皆さんとともに考えていく姿勢をもって臨むことが必要です。

なお、既に計画の段階を過ぎ、事業の段階に入っている場合においても、その段階で可能なP I 手法を選択し、できることから実施するという必要も必要です。

(4) 実現すべき成果や評価の視点を共有すること

具体的な計画案を示す場合、直接的な利害関係も明らかになることから意見が対立することが考えられます。

このような場合、議論が個別の利害に捉われないよう、事業の目的、達成目標等について、市民の皆さんと行政双方の関係者で認識を共有することが必要です。

また、最終段階では、いくつかの案の中から絞っていくという場合もあります。

このため、「何をもって評価するか」という視点を、市民の皆さんと行政双方の関係者で共有しておく必要があります。

(5) 説明責任を果たすこと

市民の皆さんの意見に対して、「できる」あるいは「できない」についての説明だけでなく、進行上の問題点や評価に対する説明等、行政としての説明責任を果たすこともP Iの重要な要素です。

P Iには、「Go Listen（出かけていって話を聴く）」という考え方があります。特に、事業に対して関心や利害のある市民の皆さんに説明責任を果たすためには、地元に出向いて、直接市民の皆さんの話を聴く姿勢も必要です。

5 基本的なP Iの手法

P Iは、対象事業の内容、段階、関係者の範囲等に応じて、適宜、様々な手法を組み合わせで行います。

その代表的な手法は、主たる目的別に分類すると、次のとおりです。

(1) 事業説明、情報提供等

| | |
|----------------------------|---|
| ① ホームページ、市政だより等による積極的な広報活動 | ホームページや市政だより、マスコミ等による広報活動を通じて、事業に関する情報や、関連の催し物の告知、討議の内容等を市民の皆さんに積極的に提供するもの |
| ② オープンハウス | 中心市街地や公共施設等人が集まる場所で、パネルや模型の展示、リーフレット等の資料の配布、ビデオの放映等、市民の皆さんが気軽に参加でき、事業の説明や情報提要进行を受けられる機会を設けるもの |
| ③ 現地見学会 | 市民の皆さんが事業地域や施設の建設予定地を直接訪問し、関連する調査結果や現状等について説明を聞くための催し |

| | |
|------------------|---|
| ④ シンポジウム | 著名人、学識経験者による基調講演やパネルディスカッション等を行い、当該事業の目的等に対する理解を深める催し |
| ⑤ ニュースレター・パンフレット | 事業に関する情報や討議の内容を、文章や写真で分かりやすく印刷物として作成し、市民の皆さんに広く配布するもの |
| ⑥ 出前講座 | 市民の皆さんの要請に応え、事業の内容や現状等について事業の実施主体（担当部署）が出向き講座を開催するもの |
| ⑦ 地域説明会 | 事業の内容や現状等について、事業の実施主体（担当部署）が出向き、地域ごとに説明会を開催するもの |

(2) 討論・意見集約等

| | |
|------------------------------|---|
| ⑧ 検討委員会 | 有識者、関係者、公募市民等により様々な観点から課題整理や方向性の検討を行なうもの |
| ⑨ ワークショップ | 特定のテーマや課題に対応するため、グループによる共同作業や話し合いを通じて、課題の抽出や解決策等について、意見の集約を図るもの |
| ⑩ パブリックミーティング（市民の皆さんとの意見交換会） | 事業の内容や現状等について、事業の実施主体（担当部署）が説明し、市民の皆さんからの質問や意見を受ける場として開催するもの |
| ⑪ 市民意見の募集 | 計画等を素案の段階で公表し、市民の皆さんの多様な意見を求め、できる限り政策に反映させていくもの（パブリックコメント等） |
| ⑫ グループヒアリング | 市民の中から小グループ（10人前後）を選出し、市民の皆さんのニーズ、期待等に関するヒアリング調査を実施し意見の集約を図るもの |
| ⑬ アンケート | 広く市民の皆さんの意識を把握するため、多くの人に一定の質問形式で意見を伺うもの |

(3) 事業類型別 P I 手法例

| 事業類型 | 主な P I 手法例 | 実施例 |
|---|---|---|
| 条例案の検討 | ワークショップ、シンポジウム、オープンハウス、検討委員会、パブリックコメント 等 | 自治基本条例 環境基本条例 |
| 計画の策定 | アンケート、ワークショップ、シンポジウム、オープンハウス、検討委員会パブリックコメント 等 | 総合計画 地区計画 都市計画マスタープラン |
| 公共施設整備 | アンケート、ワークショップ、ニュースレター、オープンハウス等 | 地区コミュニティセンター建設 |
| 市民の皆さんの関心の高いものや市民の皆さんへの影響が大きい、市民生活と密着した事業 | アンケート、ワークショップ、出前講座、地域説明会、ニュースレター 等 | 公園建設事業 家庭ごみ減量に関する事業 |
| その他（窓口業務、施設の維持管理、市内部管理事業等） | アンケート、出前講座、ホームページの充実 等 | 市民課窓口業務 財政状況について の出前講座 監査に関するホームページの充実 |

※以上「熊本市 P I マニュアル（職員用）」から抜粋

第4回市民自治検討部会資料（住民投票関係）

住民投票について

●住民投票とは

住民投票は、特定の問題について、住民が直接に意志を示す制度

●住民投票として現行法上制度化されているもの

1 直接請求の結果行われる住民投票

(1) 議会の解散請求があったとき（地方自治法第76条、第78条）
選挙権を有する者の3分の1以上の署名を得て、その地方公共団体の選挙管理委員会に対して議会の解散を求める請求があった場合は、住民投票に付し、結果、過半数の同意があれば議会は解散する。

(2) 議員または長の解職請求があったとき（地方自治法第80条、第81条、第83条）

選挙権を有する者の3分の1以上の署名を得て、その地方公共団体の選挙管理委員会に対して議員または長の解職を求める請求があった場合は、住民投票に付し、結果、過半数の同意があれば議員または長は失職する。

2 地方自治特別法に関する住民投票（日本国憲法第95条）

ひとつの地方公共団体のみにも適用される特別法は、その地方公共団体の住民の投票においてその過半数の同意を得なければ、制定することができない。

3 合併協議会の設置についての住民投票

（市町村の合併の特例等に関する法律第4条）

議会で否決された住民請求による合併協議会設置について、改めて住民投票を行う。

●地方公共団体が定める条例によるもの（自治基本条例に関連）

1 条例による住民投票を実施するためには

住民投票を行うためには、「住民投票条例」の制定が必要となる。

条例制定は、

(1) 地方自治法に則った条例制定の手續に従い、首長または議員が提案し、議会の議決により「住民投票条例」を制定する。

- (2) 住民については、地方自治法第74条の規定に基づく直接請求により「住民投票条例」の制定を首長に対して求め、議会の議決を経て制定する。

2 条例による住民投票の意義

条例で定める住民投票制度は、住民の利害に関連をもつ市政運営上の重要事項（例えば、環境破壊に繋がる大規模な開発、原子力発電施設の誘致、核廃棄物の最終処分施設誘致など）について、直接、住民の意思を確認するために行われるもので、あくまでも議会制間接民主主義を補完し、住民の意思を把握するための制度として、平成8年に新潟県巻町で最初の住民投票が実施されて以来、全国でも多くの自治体で住民投票が行われている。

3 条例による住民投票の性格

現行の地方自治制度においては、間接民主制を基礎として、住民意思の反映については、住民の選挙を通じて選ばれた「長」や「議会」が中心的な役割を果たすことが基本とされている。このため、この住民投票は、より住民の民意を反映させるための、現行の地方自治制度を補完するものでしかなく、その結果に法的な拘束力をもたせることはできないということが通説である。このことから、他都市においても市長等や議会は、その結果を最大限に尊重しなければならないと定めているのが一般的である。

●住民投票条例について

1 常設型と個別型（非常設型）

常設型…あらかじめ住民投票の対象となる事項や発議などを定めた条例が制定され、要件を満たしたとき、いつでも投票が実施できるもの。

| メリット | デメリット |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none">・発議要件を満たしたとき、議会の議決を経ないで確実に実施できる。・短期間で実施できる。 | <ul style="list-style-type: none">・制度の濫用を招く恐れがある。・頻繁に実施した場合、大幅な経費負担を強いられる。 |

個別型…住民意思の確認の必要性が生じたときに、首長や議員の提案または直接請求により、案件ごとに、議会の議決を得て条例を制定し住民投票を実施するもの。

| メリット | デメリット |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・個別案件ごとに投票の必要性を議会で審議することから制度の濫用を防止できる。 | <ul style="list-style-type: none"> ・実施までに時間を要する。 ・直接請求が成立しても、条例を議会で否決した場合は、住民投票が実施できない。 ・首長や議会の構成などにより可否を判断する根拠が一定とならない恐れがある。 |

2 住民投票条例の標準的な構成要素

(1) 投票の対象事項

市政運営の重要事項として、何をテーマにするか。（個別型は具体的な項目を規定）

(2) 実施要件

常設の場合、住民の〇分の1以上の署名をもって住民投票を実施するかなど（個別型は規定しない。）

(3) 発議権者

住民、議員、首長のうち誰が提案できるか（個別型は規定しない。）

(4) 投票資格者の範囲

公職選挙法上の有権者に加え、〇歳以上の住民や在住外国人まで拡大するか

(5) 投票の成立要件

投票率〇%以下の場合は無効とするなどの基準を定めるか

(6) 投票結果の取扱

拘束型（投票結果により決定する）か尊重型（投票結果を尊重する⇒結果は異なる可能性もある）にするか（一般的には尊重型）

●自治基本条例における住民投票の規定

① 住民投票規定に、具体的な制度を盛り込んでいないもの

○帯広市まちづくり基本条例

(住民投票)

第11条 市長は、市政の重要事項について、住民の意思を確認するため、必要に応じて住民投票を実施することができるものとし、その結果について尊重しなければならない。

2 住民投票を行う場合はその事案ごとに、必要な事項を規定した条例を別に定めるものとする。

3 市長及び市議会議員の選挙権を有する住民は、法令の定めるところにより、住民投票を規定した条例の制定を市長に請求することができる。

○寝屋川市みんなのまち基本条例

(住民投票制度)

第25条 市政に係る重要事項について、直接、住民の意思を確認する必要が生じたときは、住民投票制度を設けることができる。

② 住民投票に何らかの規定を盛り込んでいるもの

※ 地方自治法の直接請求と同様な内容を規定しているもの

○吹田市自治基本条例

(住民投票の実施等)

第21条 市長は、市政の重要事項について、広く住民の意思を確認するため、その都度、条例で定めるところにより、住民投票を実施することができます。

2 市は、住民投票の結果を尊重しなければなりません。

3 第1項の条例においては、それぞれの事案に応じ、投票に付すべき事項、投票の手續、投票資格要件その他住民投票の実施に関し必要な事項を定めるものとします。

(住民投票に関する条例の制定請求)

第22条 本市において選挙権を有する者は、市政の重要事項について、地方自治法の定めるところにより、その総数の50分の1以上の者の連署をもって、その代表者から市長に対し、前条第1項の条例の制定を請求することができます。

※ 地方自治法の直接請求と異なる内容を規定しているもの

○静岡市自治基本条例

(住民投票の実施)

第25条 市長は、市政の特に重要な事項について、広く住民の総意を

把握するため、条例で定めるところにより、住民投票を実施することができる。

- 2 前項の条例は、それぞれの事案に応じ、投票に付すべき事項、投票の手續、投票資格要件その他住民投票の実施に必要な事項を定めるものとする。

(住民投票の請求及び市議会への付議)

第26条 本市に住所を有する年齢20歳以上の者（永住外国人を含む。）は、その総数の50分の1以上の者の連署をもって、その代表者から市長に対して前条の住民投票の実施を請求することができる。

- 2 市長は、前項に規定する請求があった場合は、これに意見を付し、市議会に付議するものとする。
- 3 前2項に定めるもののほか、第1項に規定する請求及び当該請求に対する処置等に関し必要な事項は、別に条例で定める。

○豊中市自治基本条例

(市民投票)

第30条 市内に住所を有する満18歳以上の者（外国人を含む。第3項において同じ。）は、将来にわたって市に重大な影響を及ぼすと考えられる事項に関し、その総数の6分の1以上の者の連署をもって、市長に対し市民投票の実施を請求することができる。

- 2 市長は、前項の規定による請求があったときは、市民投票を実施しなければならない。
- 3 市民投票の投票権を有する者は、市内に住所を有する満18歳以上の者とする。
- 4 市長及び市議会は、市民投票の結果を尊重しなければならない。
- 5 市民投票の実施に関する手續その他必要な事項は、別に条例で定める。

○三鷹市自治基本条例

(住民投票)

第35条 市内に住所を有する年齢満18歳以上の者で別に定めるものは、市の権限に属する市政の重要事項について、その総数の50分の1以上の者の連署をもって、条例案を添え、その代表者から市長に対して住民投票の実施を請求することができる。

- 2 前項の条例案において、投票に付すべき事項、投票の手續、投票資格要件その他住民投票の実施に関し必要な事項を定めるものとする。
- 3 市長は、第1項の請求を受理した日から20日以内に市議会を招集し、意見を付けてこれを市議会に付議し、その結果を同項の代表者

に通知するとともに、これを公表しなければならない。

- 4 前3項に掲げるもののほか、第1項による住民投票の請求の処置等に関しては、地方自治法第74条第2項、第4項及び第6項から第8項まで、第74条の2第1項から第6項まで並びに第74条の3第1項から第3項までの規定の例による。

○大和市自治基本条例

(住民投票)

第30条 市長は、市政に関する重要事項について、住民の意思を市政に反映するため、住民投票を実施することができる。

- 2 市民、市議会及び市長は、住民投票の結果を尊重しなければならない。

(住民投票の請求等)

第31条 本市に住所を有する年齢満16年以上の者は、市政に係る重要事項について、その総数の3分の1以上の者の連署をもって、その代表者から市長に対して住民投票の実施を請求することができる。

- 2 市議会は、市政に係る重要事項について、議員の定数の12分の1以上の者の賛成を得て議員提案され、かつ、出席議員の過半数の賛成により議決したときは、市長に対して住民投票の実施を請求することができる。
- 3 市長は、市政に係る重要事項について、自ら住民投票を発議することができる。
- 4 市長は、第1項又は第2項の規定による請求があったときは、住民投票を実施しなければならない。
- 5 住民投票の投票権を有する者は、本市に住所を有する年齢満16年以上の者とする。
- 6 住民投票について必要な事項は、別に条例で定める。

○岸和田市自治基本条例

(住民投票)

第20条 市長は、岸和田市が直面する将来にかかわる重要課題について、定住外国人を含む住民のうち18歳以上の者が、その総数の4分の1以上の者の連署をもって住民投票を市長に提出したときは、直接住民の意思を問うため住民投票を実施しなければならない。

- 2 住民投票の投票権を有する者は、定住外国人を含む住民のうち18歳以上の者とする。
- 3 市は、住民投票の結果を尊重しなければならない。
- 4 住民投票の実施に関する手続その他必要な事項については、別に条例で定める。

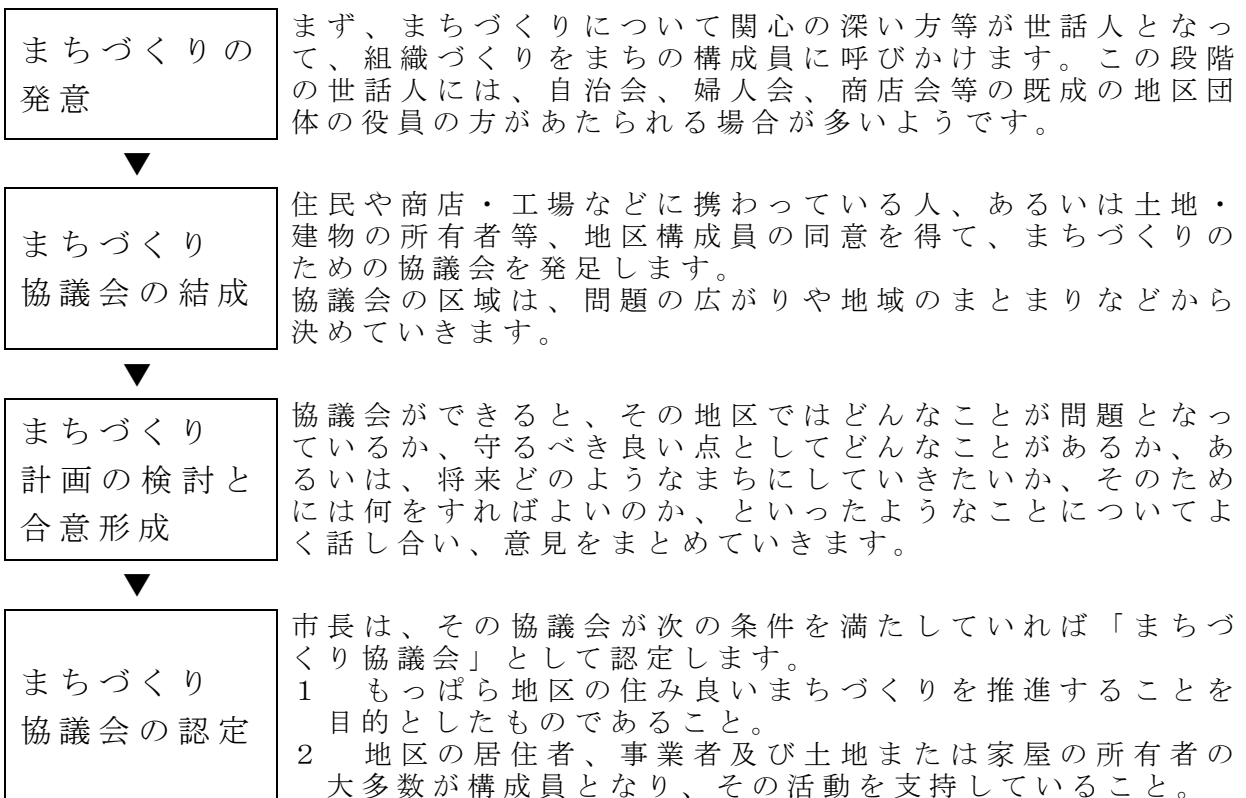
【参考資料】神戸市まちづくり協定について

1 制度のあらまし

「住民と行政が協働して進める、地区ごとのまちづくりルール」
“住んでよかった、これからもここに住み、働き続けたい”と思えるような“私たちのまち”をつくりあげるためには、道路や公園などの整備を進める一方で、各地区に住んだり働いたりしている人々が自ら自分たちのまちの将来像を共有し、これの実現に向かって市民・事業者・行政がそれぞれの役割分担のもと「協働のまちづくり」を進めることが重要です。このことが、市民の多様なニーズに応え、地区の実情にあった住みよく働きやすいまちづくりを可能とします。

「まちづくり協定」はこのような認識のもとに、「神戸市地区計画及びまちづくり協定等に関する条例（まちづくり条例）」（昭和56年制定、平成元年改正）に基づいて行うもので、まず各地区のまちづくり協議会が、まちの将来像や方針などをまとめ、そのうち特にルールとして決めておくことが必要な事項について市長との間で結ぶものです。この協定が締結されると、住民等と市が協力してその内容を守っていくことになります。

2 「まちづくり協定」締結までの流れ



▼
まちづくり
提案

認定を受けたまちづくり協議会の中で、まちの将来像やまちづくりの方針などについて意見がまとまると、これを「まちづくり提案」として市長に提案することができます。

▼
まちづくり
協定

まちづくり提案の実現のために、この中で特にルールとして決めておくことが必要な事項については、市長とまちづくり協議会は「まちづくり協定」を締結することができます。
● 協定事項の例：建物の用途の制限、壁面等の位置の制限、垣・柵等の構造の制限、荷さばき等、駐車用地の設置、ファミリー形式住戸の奨励、周辺環境への配慮（地区ごとでいろいろ変わります。）

▼
「地区計画」
の決定

もっと確実なルールにしたいなら…

地区の皆さんが、まちづくり協定として合意した内容のなかにはもっと確実に守ろうとすれば、「地区計画」として都市計画決定することができるものもあります。

3 「まちづくり協定」を締結すると…

(1) 届出

まちづくり協定の区域内で、建築など下記の行為を行おうとする人に、あらかじめその内容を市長に届け出ていただきます。

(2) 届出を要請できる行為

建築物・工作物の新・増・改築、用途の変更

土地の区画形質、用途の変更

市長が良好な居住環境の維持に有効であると認める木竹の伐採

(3) 協議

届出された行為が、まちづくり協定の内容と合っていない場合には、市長は届出者と話し合っけて協定に合わせるようお願いします。

まちづくり協議会も協定の当事者として、協議について市長に意見を述べるすることができます。協定ができてからも協議会の役割は重要です。

また、市長は必要な場合には、まちづくり専門委員に専門的な立場から意見を聴くことができます。

4 まちづくり専門委員

市長は、まちづくり専門委員の意見を聴いた上で、まちづくり協定を締結します。まちづくり専門委員とは、まちづくりについて専門的な知識や経験豊かで、専門的な立場から住民や行政のまちづくりに助言する役割をもっています。

5 まちづくりに関する制度の比較

| | 建築協定 | 地区計画 | まちづくり協定 |
|-----|--|--|--|
| 根拠法 | 建築基準法 | 都市計画法 | 神戸市地区計画及びまちづくり協定等に関する条例 |
| 主体 | 区域内の土地所有者等 | 市町村 | まちづくり条例に規定された認定まちづくり協議会と市長の間で締結 |
| 概要 | 建築物に関する環境維持 | 地区施設と建築物等の地区ごとの一体的整備・保全に関する都市計画 | 住み良い（ハード面に関しての）まちづくりを推進するために必要な事項を定める協定 |
| 項目 | <ol style="list-style-type: none"> 1 協定区域 2 建築物に関する基準 建築物の敷地、位置、構造、用途、形態、意匠、設備 3 協定の有効期間 4 協定違反があった場合の措置 | <ol style="list-style-type: none"> 1 地区計画の方針 2 地区整備計画 ※必要なもの <ol style="list-style-type: none"> (1) 地区施設の配置及び規模 (2) 建築物等及び建築物敷地の制限に関する事項 <ul style="list-style-type: none"> ・建築物等の用途 ・容積率の最高・最低限度 ・建ぺい率の最高限度 ・敷地面積、建築面積の最低限度 ・壁面の位置の制限 ・建築物の高さの最高(低)限度 ・形態、意匠の制限又はかき、柵の構造の制限 3 土地利用の制限に関する事項 | <ol style="list-style-type: none"> 1 協定の名称 2 地区の位置及び区域 3 地区のまちづくりの目標、方針その他住み良いまちづくりを推進するために必要な事項 例：建築物の用途の制限 壁面等の位置の制限 垣、柵等の構造の制限 荷さばき等駐車用地の設置 ファミリー形式住戸の奨励 |

| | | | |
|--|---|--|--|
| <p style="text-align: center;">手 続</p> | <p>準備委員会の発足 勉強会・アンケート調査等 ↓ 協定書作成 合意書等の回収 認可申請書の提出 ↓ 公告・縦覧・広聴会 ↓ 建築協定の認可</p> | <p>行政と住民で計画案を検討 ↓ 都市計画決定手続 地区計画等素案 (公告・縦覧) (意見書の提出) 地区計画等の案 (都市計画審議会) ↓ 都市計画決定</p> | <p>※条例・規則等では定めなし 認定協議会であることが前提 例： 勉強会、アンケート調査等 ↓ 協定案の議決(総会) ↓ 協定締結要望書提出 ↓ 協定の締結</p> |
| <p style="text-align: center;">運 用 体 制</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・協定参加者の代表による協定運営委員会によるチェック ・違反の場合は民事裁判 | <ul style="list-style-type: none"> ・区域内で建築行為等を行う場合に市長へ届出 ・計画不適合の場合は、設計変更などを勧告 ・建築条例に定めれば、計画不適合の場合は確認申請がない | <ul style="list-style-type: none"> ・区域内で建築行為等を行う場合、市長宛ての届出を要請できる ・計画不適合の場合、届出者と必要な措置について協議 ※まちづくり協議会は市長に意見を述べるができる ※必要な場合、まちづくり専門員の意見を聴く |